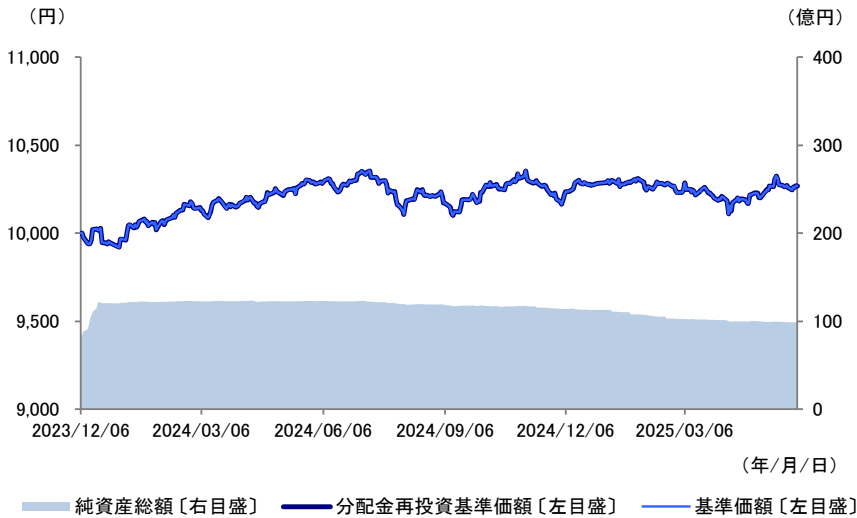


明治安田NBグローバル好利回り社債ファンド  
2023-12(限定追加型)作成基準日：2025年 5月30日  
資料作成日：2025年 6月19日

追加型投信／内外／債券

【日本経済新聞掲載名】G好社債2312

## 基準価額・純資産総額の推移



※ 分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

|       |                           |
|-------|---------------------------|
| 設定日   | 2023年12月 6日               |
| 償還日   | 2028年 5月31日               |
| 決算日   | 毎年12月10日<br>(休業日の場合は翌営業日) |
| 信託報酬率 | 後記の「ファンドの費用・税金」参照         |

## 基準価額・純資産総額

|       |         |
|-------|---------|
| 基準価額  | 10,269円 |
| 前月末比  | 42円     |
| 純資産総額 | 98億円    |

## 分配金実績

|       |         |    |
|-------|---------|----|
| 第1期   | 2024/12 | 0円 |
| 第2期   | 2025/12 | —  |
| 第3期   | 2026/12 | —  |
| 第4期   | 2027/12 | —  |
| 設定来累計 |         | 0円 |

※ 分配金は10,000口あたりの税引前の金額  
※ 分配金は増減したり支払われないことがあります。

## 期間別騰落率

| 期間   | 1カ月  | 3カ月  | 6カ月  | 1年    | 3年 | 設定来  |
|------|------|------|------|-------|----|------|
| ファンド | 0.4% | 0.4% | 0.7% | -0.1% | —  | 2.7% |

※ 騰落率は分配金再投資基準価額で算出しています。

## 資産別構成

|                                              | 比率    |
|----------------------------------------------|-------|
| MYAM・NBグローバル好利回り社債ファンド2023-12<br>(適格機関投資家専用) | 99.0% |
| 明治安田マネープール・マザーファンド                           | 0.1%  |
| 短期金融資産等                                      | 0.9%  |

※比率は純資産総額に対する割合です。



明治安田NBグローバル好利回り社債ファンド  
2023-12(限定追加型)

作成基準日：2025年 5月30日  
資料作成日：2025年 6月19日

追加型投信／内外／債券

【日本経済新聞掲載名】G好社債2312

組入投資信託証券の状況

以下は、国内籍私募投資信託証券(MYAM・NBグローバル好利回り社債ファンド2023-12(適格機関投資家専用))の資産状況を掲載しています。ニューバーガー・バーマン株式会社より提供された現地月末営業日のデータを基に、明治安田アセットマネジメントが作成しています。

| ポートフォリオの特性     |       |
|----------------|-------|
| 円ヘッジ後利回り       | 1.6%  |
| 利回り            | 4.2%  |
| 為替ヘッジコスト・プレミアム | -2.6% |
| デュレーション        | 1.9年  |
| 平均クーポン         | 3.5%  |
| 発行体平均格付        | BBB   |
| 証券平均格付         | BBB-  |

※円ヘッジ後利回り、利回りは現地月末営業日時点での水準であり、実際の為替ヘッジコストは市場環境等により変動するため、上記の水準を下回る場合があります。

※デュレーションは、繰上償還条項が付与されている銘柄は、最初の繰上償還可能日を基準に加重平均した数値です。

※各平均格付は、基準日時点の構成銘柄に係る格付を加重平均したものであり、当ファンドの格付ではありません。

| 資産別構成   |       |
|---------|-------|
|         | 比率    |
| 外国債券    | 98.5% |
| 短期金融資産等 | 1.5%  |

| 種別構成 |       |
|------|-------|
|      | 比率    |
| 普通社債 | 51.2% |
| 劣後債  | 48.8% |
| その他  | —     |

| 発行体格付別構成 |       |
|----------|-------|
|          | 比率    |
| A以上      | 12.8% |
| BBB      | 51.7% |
| BB       | 33.3% |
| B以下      | 2.2%  |

| 証券格付別構成 |       |
|---------|-------|
|         | 比率    |
| A以上     | 6.4%  |
| BBB     | 45.2% |
| BB      | 47.0% |
| B以下     | 1.4%  |

| 組入上位5業種 |       |
|---------|-------|
|         | 比率    |
| 1 電力    | 31.9% |
| 2 自動車   | 11.3% |
| 3 薬品    | 8.3%  |
| 4 化学    | 5.9%  |
| 5 通信    | 4.7%  |

| 組入上位5カ国 |       |
|---------|-------|
|         | 比率    |
| 1 米国    | 34.1% |
| 2 ドイツ   | 21.3% |
| 3 フランス  | 12.7% |
| 4 英国    | 12.3% |
| 5 デンマーク | 5.9%  |

| 通貨別構成 |       |
|-------|-------|
|       | 比率    |
| 米ドル   | 21.5% |
| ユーロ   | 78.5% |
| その他   | —     |

| 組入上位10銘柄                     |      |         |     |        |     |            |      | 銘柄数：95 |
|------------------------------|------|---------|-----|--------|-----|------------|------|--------|
| 銘柄名                          | 種別   | 国       | 業種  | クーポン   | 通貨  | 償還日/繰上償還日  | 比率   |        |
| 1 サザン                        | 劣後債  | 米国      | 電力  | 1.875% | ユーロ | 2027/6/15  | 6.1% |        |
| 2 フランス電力会社(EDF)              | 劣後債  | フランス    | 電力  | 2.625% | ユーロ | 2027/12/1  | 6.0% |        |
| 3 バイエル                       | 劣後債  | ドイツ     | 薬品  | 3.125% | ユーロ | 2027/8/12  | 6.0% |        |
| 4 フォルクスワーゲン・インターナショナル・ファイナンス | 劣後債  | ドイツ     | 自動車 | 3.748% | ユーロ | 2027/12/28 | 5.7% |        |
| 5 オーステッド                     | 劣後債  | デンマーク   | 電力  | 1.750% | ユーロ | 2027/9/9   | 5.4% |        |
| 6 NGGファイナンス                  | 劣後債  | 英国      | 電力  | 2.125% | ユーロ | 2027/6/5   | 4.9% |        |
| 7 オースネット・サービス・ホールディングス       | 劣後債  | オーストラリア | 電力  | 1.625% | ユーロ | 2026/9/11  | 3.5% |        |
| 8 SSE                        | 劣後債  | 英国      | 電力  | 3.125% | ユーロ | 2027/4/14  | 3.2% |        |
| 9 Ashland Services BV        | 普通社債 | 米国      | 化学  | 2.000% | ユーロ | 2028/1/30  | 3.1% |        |
| 10 セコノミー                     | 普通社債 | ドイツ     | 小売り | 1.750% | ユーロ | 2026/6/24  | 2.6% |        |

※ 繰上償還条項が付与されている銘柄は、最初の繰上償還可能日を表示しています。

※ 資産別構成の比率は国内籍私募投資信託証券の純資産総額に対する割合です。資産別構成以外の比率は組入外国債券の評価金額合計に対する割合です。

※ 格付は、S&P、ムーディーズおよびフィッチが付与する最も高い格付を採用し、S&P表記としています。S&Pについては最終ページの「当資料ご利用にあたっての留意事項」をご参照ください。

※ 業種は、ニューバーガー・バーマン株式会社の分類に基づきます。

設定・運用は

最終ページの「当資料ご利用にあたっての留意事項」を必ずご覧ください。

明治安田NBグローバル好利回り社債ファンド  
2023-12(限定追加型)作成基準日：2025年 5月30日  
資料作成日：2025年 6月19日

追加型投信／内外／債券

【日本経済新聞掲載名】G好社債2312

## 市場動向

世界景気は概ね減速しています。米国大統領が打ち出した関税措置が「サプライチェーン（供給網）再構築などに伴う景気悪化や物価高再燃を招く」と警戒されています。

米国長期債利回りは前月末比で上昇しました。関税政策を巡る悲観的な見方が後退したことに加え、減税による財政悪化懸念や大手格付会社が米国の信用格付を最上位から引き下げたことも要因です。

欧州長期債利回りは小動きでした。景気減速懸念を背景にECB(欧州中央銀行)による利下げ期待が広がったことから安定的に推移しました。

5月の普通社債市場のリターンはプラスでした。米国の長期債利回りは小幅上昇、欧州の長期債利回りは横ばいであったものの、社債スプレッドは縮小し、社債価格は上昇しました。

5月のコーポレート・ハイブリッド証券市場のリターンはプラスでした。債券価格は小幅上昇し、クーポン収入もプラス要因です。欧州国債利回りが横ばいであった一方、社債スプレッドは縮小しました。その結果、コーポレート・ハイブリッド証券価格は上昇しました。主要なインデックスに組み入れられているすべてのコーポレート・ハイブリッド証券のクーポン支払いは遅滞なく履行されており、今後も継続されるとみております。

## 運用状況

## 当ファンド

基準価額は前月末比で上昇しました。当ファンドの運用方針に基づき、「MYAM・NBグローバル好利回り社債ファンド2023-12(適格機関投資家専用)」(以下「投資信託証券」ということがあります。 )への投資比率を高位に維持しました。

## 投資信託証券

当月のリターンはプラスとなりました。普通社債、ハイブリッド債価格とも上昇し、クーポンもプラス要因となりました。ヘッジコストはマイナス要因ですがそれを上回るリターンとなりました。

当ポートフォリオは、ファンダメンタルズ面で強固な発行体から構成されています。業種別には、景気悪化の影響を受けにくい公益セクターのウェイトを高めとしています。個別銘柄への投資の際には、事業リスクが全体的に低い点や、EBITDA(税引き前利益に、支払利息や減価償却費を加えて算出した指標)の変動が小さい点、規制上有利な背景を有する点などを考慮しています。銘柄を選別して投資することにより、長期的に魅力的なリターンを提供すると考えています。

## 今後の運用方針

引き続き、投資信託証券を通じて、主として世界の企業が発行する利回りが魅力的な米ドル建て、ユーロ建て等の債券\*等を実質的に投資を行い、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。なお、投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。

\* 投資対象証券には投資適格未満の債券(ハイ・イールド債券)や劣後債(金融機関が発行するものは除きます。)を含みません。

# 明治安田 NB グローバル好利回り社債ファンド 2023-12（限定追加型）

## 追加型投信／内外／債券

※当ファンドの購入の申込期間は終了しています。

### ファンドの目的

明治安田NBグローバル好利回り社債ファンド2023-12(限定追加型) (以下「当ファンド」ということがあります。)は、投資信託証券を通じて世界の企業が発行する利回りが魅力的な債券等に投資を行い、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

### ファンドの特色

- 主として世界の企業が発行する利回りが魅力的な米ドル建て、ユーロ建て等の債券\*等を実質的に投資を行い、信託財産の着実な成長を目指します。
  - ・当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
  - ・組入投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。
  - ※投資対象債券には投資適格未満の債券(ハイ・イールド債券)や劣後債(金融機関が発行するものは除きます。)を含みます。
  - ◆原則として、信託期間終了前に満期償還もしくは繰上償還が見込まれる債券等に投資を行い、債券等の満期償還日もしくは繰上償還日まで保有します。
  - ※保有する債券等が信託期間中に満期償還もしくは繰上償還を迎える場合、または信託期間中に売却等される場合には、信託期間終了前に満期償還、もしくは繰上償還が見込まれる別の債券等に投資する場合があります。また、市場環境や運用状況等に応じて一部、先進国の国債等に投資する場合があります。
  - ※信用リスクの低減、利回り向上等の観点から満期償還日前または繰上償還日前に保有する債券等の売却等を行う場合があります。
  - ◆ポートフォリオの平均格付は、原則としてポートフォリオ構築時において、BBB格相当以上となることを目指します。
  - ※市場環境、運用状況等によっては、上記の格付を下回る場合があります。
  - ※投資する債券等は、原則として取得時において、BB格相当以上の格付を取得しているものとします。
- 組入投資信託証券\*の運用は、ニューバーガー・バーマンが行います。
  - ※MYAM・NBグローバル好利回り社債ファンド2023-12(適格機関投資家専用)を指します。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。
  - ・原則として、信託期間に合わせた期間固定の為替ヘッジを行います。
  - ※組入投資信託証券の委託会社が運用の効率上、必要と判断した場合は短期の為替ヘッジを行う場合があります。
- 当ファンドは限定追加型です。
  - 2023年12月16日以降、購入のお申し込みはできません。

### 分配方針

- 年1回(12月10日。休業日の場合は翌営業日。)決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
  - ・収益分配金額は、信託財産の成長に資することを目的に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
  - ・収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- ※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

# 明治安田 NB グローバル好利回り社債ファンド 2023-12（限定追加型）

追加型投信／内外／債券

※当ファンドの購入の申込期間は終了しています。

## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。これらの運用により信託財産に生じた運用成果（損益）はすべて投資者の皆さまに帰属します。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

### 主な変動要因

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 債券価格変動リスク | 債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 信用リスク     | 投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。取引の相手方に債務不履行等が起こった場合、その影響を大きく受け、ファンドの基準価額を大幅に下げる要因となります。投資適格未満債券（ハイ・イールド債券）は投資適格債券と比較して、債券発行体の業績や財務内容等の影響を大きく受け、短期間に債券価格が大きく変動する可能性や債務不履行が生じる可能性が高いと考えられます。一般的に、劣後債への投資は普通社債等への投資と比較して、信用リスクは相対的に大きいものとなります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 劣後債固有のリスク | 一般的に、劣後債への投資には次のような固有のリスクがあり、普通社債等への投資と比較して、以下の各リスクは相対的に大きいものとなります。この場合、ファンドの基準価額を下げる要因となります。なお、以下は劣後債固有のリスクをすべて網羅したものではありません。<br>①法的弁済順位劣後のリスク<br>一般的に、劣後債の法的弁済順位は株式に優位し、普通社債に劣後します。したがって、発行体が経営破綻等となった場合、他の優先する債権が全額支払われない限り、元利金の支払を受けられません。また、一般的に普通社債と比較して低い格付が格付会社により付与されています。<br>②繰上償還延期のリスク<br>一般的に、劣後債には繰上償還（コール）条項が定められており、繰上償還の実施は発行体が決定することとなっています。また、市場環境等の要因により予定された期日に繰上償還が実施されない場合、あるいは実施されないと思込まれる場合には、金利負担増等により価格が大きく下落することがあります。<br>③利払い繰延・停止のリスク<br>利息または配当の支払繰延条項を有するものがあり、発行体の財務状況や収益動向等により、利息または配当の支払いが繰延べまたは停止される可能性があります。<br>④制度変更等に関するリスク<br>劣後債に関する規制や税制の変更等、当該証券市場にとって不利益な変更等があった場合、投資成果に悪影響を及ぼす可能性があります。また当該証券に関するリスク特性が一部変化する可能性があります。 |
| 流動性リスク    | 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ないため、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。ファンドが保有する資産の市場における流動性が低くなった場合、また一般的に、ハイ・イールド債券および劣後債は、市場における流動性が相対的に低いことから、市況によっては相当程度売却が困難となり、当該資産の本来的な価値より大幅に低い価格で売却せざるを得ず、ファンドの基準価額を下げる要因となります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 為替変動リスク   | 外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。また、為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、影響をすべて排除できるわけではありません。為替ヘッジに伴うコストが発生し、基準価額が変動する要因となります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

- 当ファンドは、購入の申込期間が限定されている限定追加型の投資信託です。2023年12月16日以降、購入のお申し込みはできません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。また、新興国への投資は一般的に先進国に比べてカントリーリスクが高まる場合があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。  
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。  
分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

# 明治安田 NB グローバル好利回り社債ファンド 2023-12（限定追加型）

## 追加型投信／内外／債券

※当ファンドの購入の申込期間は終了しています。

### お申込みメモ

|                |                                                                                                                                                                                            |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 換金単位           | 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。                                                                                                                                                         |
| 換金価額           | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から <b>0.5%</b> の信託財産留保額を控除した額とします。                                                                                                                                        |
| 換金代金           | 原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。                                                                                                                                                       |
| 申込締切時間         | 原則として、販売会社の営業日の午後3時30分までに販売会社が受付を完了した分を当日の申込みとします。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問合わせください。                                                                                        |
| 換金申込不可日        | 下記のいずれかに該当する場合には、換金の申込みの受付を行いません。<br>・申込受付日および申込受付日の翌営業日が次に掲げる1.～3.のいずれかに該当する日<br>1.ロンドンの証券取引所における休業日<br>2.ロンドンの銀行における休業日<br>3.ニューヨークの銀行における休業日<br>・換金代金の支払い等に支障をきたす可能性があることと委託会社が判断して定める日 |
| 換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた換金申込を取消することがあります。                                                                                           |
| 信託期間           | 2023年12月6日から2028年5月31日まで                                                                                                                                                                   |
| 繰上償還           | 組入投資信託証券（投資対象ファンド）が存続しないこととなったとき、または信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。                     |
| 決算日            | 毎年12月10日（休業日の場合は翌営業日）<br>※第1期決算日は2024年12月10日とします。                                                                                                                                          |
| 収益分配           | 年1回決算を行い、原則として収益分配方針に基づいて分配を行います。<br>※当ファンドには、「分配金受取りコース」および「分配金再投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社へお問合わせください。                                                         |
| 課税関係           | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。                                                                                                                  |

### ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用

|         |                                                           |
|---------|-----------------------------------------------------------|
| 信託財産留保額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.5%</b> の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。 |
|---------|-----------------------------------------------------------|

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                  |                                                                                                                                                                                                                     |                        |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬) | ファンドの純資産総額に対し、年0.638%（税抜0.58%）の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（該当日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。運用管理費用（信託報酬）の実質的な配分は次のとおりです。                                    |                        |
|                  | 内訳                                                                                                                                                                                                                  |                        |
|                  | 配分                                                                                                                                                                                                                  | 料率（年率）                 |
|                  | 委託会社                                                                                                                                                                                                                | 0.22%（税抜0.2%）          |
|                  | 販売会社                                                                                                                                                                                                                | 0.396%（税抜0.36%）        |
|                  | 受託会社                                                                                                                                                                                                                | 0.022%（税抜0.02%）        |
|                  | 投資対象とする投資信託証券*1                                                                                                                                                                                                     | 0.352%（税抜0.32%）程度*2    |
|                  | 実質的な負担*1                                                                                                                                                                                                            | <b>0.99%（税抜0.9%）程度</b> |
|                  | *1 有価証券届出書提出日現在の投資対象ファンドに基づくものであり、投資対象ファンドの変更等により将来的に変動することがあります。                                                                                                                                                   |                        |
|                  | *2 上記の料率は、投資対象とする投資信託証券の信託報酬となります。また、有価証券の売買手数料、監査費用、投資信託財産に関する租税等がかかるため、上記の信託報酬を実質的に上回る場合があります。                                                                                                                    |                        |
|                  | （前記は、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。）                                                                                                                                                                      |                        |
| その他の費用・手数料       | 信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として監査法人に年0.0055%（税抜0.005%）を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。<br>※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。 |                        |

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期           | 項目       | 税金                                                    |
|--------------|----------|-------------------------------------------------------|
| 分配時          | 所得税及び地方税 | 配当所得として課税します。普通分配金に対して<br>.....20.315%                |
| 換金（解約）時及び償還時 | 所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税します。換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して<br>.....20.315% |

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※法人の場合については上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

明治安田NBグローバル好利回り社債ファンド2023-12(限定追加型)

追加型投信／内外／債券

販売会社一覧

| 販売会社名      |          | 登録番号             | 加入協会        |                             |                                    |                             | 備考 |
|------------|----------|------------------|-------------|-----------------------------|------------------------------------|-----------------------------|----|
|            |          |                  | 日本証券<br>業協会 | 一般社団<br>法人日本<br>投資顧問<br>業協会 | 一般社団<br>法人第二<br>種金融商<br>品取引業<br>協会 | 一般社団<br>法人金融<br>先物取引<br>業協会 |    |
| 銀行         |          |                  |             |                             |                                    |                             |    |
| 株式会社大垣共立銀行 | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第3号    | ○           |                             |                                    | ○                           |    |
| 株式会社武蔵野銀行  | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第38号   | ○           |                             |                                    |                             |    |
| 証券会社       |          |                  |             |                             |                                    |                             |    |
| 第四北越証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第128号  | ○           |                             |                                    |                             |    |
| 大和証券株式会社   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第108号  | ○           | ○                           | ○                                  | ○                           |    |
| 東洋証券株式会社   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第121号  | ○           |                             | ○                                  |                             |    |
| 北洋証券株式会社   | 金融商品取引業者 | 北海道財務局長(金商)第1号   | ○           |                             |                                    |                             |    |
| めぶき証券株式会社  | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第1771号 | ○           |                             |                                    |                             |    |
| OKB証券株式会社  | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第191号  | ○           |                             |                                    |                             |    |

# 明治安田NBグローバル好利回り社債ファンド2023-12(限定追加型)

## 追加型投信／内外／債券

### 当資料ご利用にあたっての留意事項

- 当資料は、明治安田アセットマネジメント株式会社が運用状況をお知らせすることを目的に作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 投資信託のお申込みを行う場合には投資信託説明書（交付目論見書）を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず投資信託説明書（交付目論見書）で内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。投資信託の運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料の運用実績に関するグラフ・数値等は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
- 当資料に指数・統計資料等が記載される場合、それらに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、それらを作成・公表している各主体に帰属します。各主体は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任はありません。
- 当資料に記載された見解・見通し・投資方針は作成時点における明治安田アセットマネジメント株式会社の見解等であり、将来の経済・市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。
- 当資料に掲載された個別の銘柄や企業名は参考情報であり、これらの銘柄について取得勧誘や売買推奨を行うものではありません。また、将来の組入れを示唆または保証するものではありません。
- Copyright © 2024 by Standard & Poor's Financial Services LLC. All rights reserved.本稿に掲載されているコンテンツ（信用格付、信用関連分析およびデータ、バリュエーション、モデル、ソフトウェア、またはそのほかのアプリケーションもしくはそのアウトプットを含む）及びこれらのいかなる部分（以下「本コンテンツ」）について、スタンダード・プアーズ・フィナンシャル・サービシズ・エル・エル・シーまたはその関連会社（以下、総称して「S&P」）による事前の書面による許可を得ることなく、いかなる形式あるいは手段によっても、修正、リバースエンジニアリング、複製、頒布を行うこと、あるいはデータベースや情報検索システムへ保存することを禁じます。本コンテンツを不法な目的あるいは権限が与えられていない目的のために使用することを禁じます。

### 委託会社、その他関係法人の概要

**委託会社** ファンドの運用の指図等を行います。  
明治安田アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第405号  
加入協会：一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会

＜ファンドに関するお問い合わせ先＞  
明治安田アセットマネジメント株式会社  
フリーダイヤル 0120-565787（営業日の午前9時～午後5時）  
ホームページアドレス <https://www.myam.co.jp/>

**受託会社** ファンドの財産の保管および管理等を行います。  
三菱UFJ信託銀行株式会社

**販売会社** ファンドの募集の取扱いおよび解約お申込みの受付等を行います。  
販売会社一覧をご覧ください。